

学校受付・学校実施

※受付は実施日の約1ヶ月前

1	高所作業車運転特別教育	作業床の高さにより大型・小型に分かれています。今回は10m未満の小型になります。ビルの3階ぐらいの高さまで使用できます。電気通信工事、ビルの外壁の塗装、トンネル内工事、飛行機の洗浄、点検作業、テレビ映画撮影等に使用。	6月13日・14日	受付日 6月9日
2	フォークリフト運転特別教育	大型、小型に分かれています。いずれにしても作業現場で運転するときには、資格が必要です。今回は最大荷重1トン未満の小型フォークリフトの運転になります。狭い場所などで使用するときには小回りがきいて便利です。	7月1日・2日	
3	ローラー運転特別教育(本年度-未定)	ロードローラー、タイヤローラー、タンデムローラー等締め固め機械の運転ができます。すべてのローラーを無制限で運転できます。		
4	アーク溶接技能講習(本年度-2学期実施)	可燃性ガスと酸素を使って金属の接合、切断、加熱の作業を行う場合に必要の資格です。自動車、電気工事、建設機械、造船、航空関係等幅広い分野で使用。	2学期 実施	
5	ガス溶接特別教育(本年度-3学期実施)	電気を使用した金属の接合等を行う場合に必要です。被覆アーク溶接、炭酸ガス溶接、MIG溶接等があります。技術的な検定ではなく、取り扱い場合は必ず安全のために必要です。	3学期 実施	

学校受付・学校以外の会場で実施

※受付は1月か2月

※講習によってはやらない年もある

1	有機溶剤作業主任者技能講習	シンナーを使用して塗装、洗浄、木製品の接着、印刷、化学・石油プラント試験・研究の実務等に必要とされる資格で、労働者の作業方法を決定し、指揮監督を行います。有機溶剤は約半数の事業所で使用されています。	3月 ~ 4月 実施
2	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	化学工場でベンゼン等の取扱、浄水場で塩素、青酸カリ等を使用しているメッキ、コールタールでビルの防水工事等で必要とされる資格です。平成16年4月1日より規則改正により石綿がなくなり、四アルキル鉛が含まれます。労働者の指揮監督を行います。	
3	鉛作業主任者技能講習	鉛及び鉛化合物を取り扱う場合に必要とされる資格です。たとえば、電力ケーブル・通信ケーブル等の被覆、蓄電池、管板、各種ライニング等の業務において労働者の作業方法を決定し指揮監督を行います。	
4	石綿作業主任者技能講習	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務を行う場合は石綿作業主任者を選任しなければなりません。平成18年4月1日からはこの資格を取得して下さい。労働者の指揮監督を行います。作業者は石綿特別教育が必要です。	
5	ボイラー取扱(小規模)技能講習	温水ボイラー(伝熱面積14㎡未満)、蒸気ボイラー(3㎡未満)、貫流ボイラー(30㎡未満)の小規模ボイラーの取り扱いに必要とされる資格です。作業主任者にも選任されます。現在、小規模のボイラーを取り扱う事業場が増えてます。	
6	プレス機械作業主任者技能講習	プレス機械を6台以上有する事業場は、指揮監督の主任者が必要です。また、金型、シャワーの刃部、安全装置等の調整は特別教育が必要です。主任者技能講習は5年以上の実務経験(会社の証明)が必要です。	
7	グラインダー特別教育(研削といし取替・試運転)	ディスクグラインダー、卓上グラインダー、切断機で金属材料等を研削するときに間違ったといしを使用すると破壊し、飛び散った破片で大怪我をする危険があります。よって、といしの取替と試運転のときに必要です。	
8	車両系建設機械運転特別教育(整地・運搬・積込・掘削)	機体重量(作業装置、燃料、オイル、水等を除いた重量)で大型・小型に分かれています。ブルドーザー、トラクターシャベル、パワーシャベル等の運転に必要な資格です。今回は機体重量3トン未満の小型になります。	
9	クレーン運転特別教育	クレーンは大きさ、積載により資格が分かれています。今回は、つり上げ荷重6トン未満の小型です。運転できる種類は、工場内にある天井クレーン、グライミングクレーン等の固定されたクレーンです。	
10	玉掛け作業特別教育	クレーンにより荷物を移動するときに、荷物にワイヤーロープ等を巻き付け、クレーンのフックに掛ける作業です。クレーンとは別の資格が必要です。使用するクレーンのつり上げ荷重により、1トン以上と未満に分かれています。	
11	足場の組立て等作業特別教育	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床面上における補助作業を除く。)に従事する労働者には特別教育が必要となりました。平成27年7月1日施行	
12	酸素欠乏等危険作業特別教育(硫化水素危険作業含む)	空気中の酸素濃度が18%未満の状態を酸素欠乏といいます。作業主任者の指揮監督のもとで、マンホール、ピット、むろ、鋼製タンク内等に立ち入るときに必要です。鋼材・鉄くず、油、硫化水素(10ppm)の危険を含みます。	
13	高圧・特別高圧電気取扱特別教育	高圧(直流は750V超・交流は600V超で7000V以下)若しくは特別高圧(7000V超)の充電電路の建設若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務です。	
14	低圧電気取扱作業特別教育	低圧(直流750V・交流600V以下)の電路の取扱に必要です。活線作業、瞬時開閉器の操作、漏電ブレーカの取り付けを行います。経済産業省の電気工事士の資格とは別です。今回は、作業者の感電防止等を目的とした安全教育です。	
15	ダイオキシン類業務特別教育	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシンばく露防止対策として、廃棄物の焼却施設の運転、点検等作業又は解体作業を行う場合には必要とされています。	
16	粉じん作業特別教育	粉じん作業のうち特定粉じん作業に係る業務には特別教育が必要です。坑内の鉱物等の掘削作業、研磨作業等があります。	
17	透過写真撮影作業(xγ線)特別教育	X線γ線を用いて溶接部等を透過写真撮影して、作業主任者の指揮監督のもとで非破壊検査をするときに必要です。特に、材料内部に発生した割れ、ブローホール等の表面からは見えない欠陥の検査に使用されます。	

**※講習の期日が近づいたら、申込用紙をクラスに配布します。
(学校以外の会場でを行う資格は1枚の申込用紙になっています。)**
・約2ヶ月前に申込書を配布